

様式第7号(第15条、第17条関係)

加資許第26号

許 可 証

住所 群馬県館林市苗木町 2548 番地

氏名 株式会社鵜商

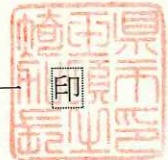
代表取締役 鵜崎 勝一

令和4年2月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業所の所在地及び名称	群馬県館林市苗木町 2548 番地 株式会社鵜商
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(ごみ)
収集運搬及び処分の区分	収集運搬業
処 分 の 方 法	—
事 業 の 区 域	(株)ユーコーリプロ(加須市鴻荃 3207 番地 3) 限定
許 可 の 有 効 期 間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
許 可 の 条 件	1 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 2 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。 3 営業区域については、許可時の区域に限る。

令和4年3月25日

加須市長 大橋 良一



教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、加須市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)提起することができます。